

環境規程

第1条 (基本方針)

わが社は、社会の一員として、食を通じてより良い社会への発展に貢献するとの経営理念の下、「役職員行動規範」に基づき全役職員とともに、仕入・加工製造・保管・物流・販売及びサービスなどすべての企業活動において、地球環境の保全・向上に積極的、誠実に取り組むものとする。

第2条 (目的)

この規程は、企業の社会的責任の一貫として、地球保全に関する環境関連法規制など国等の施策に従い法令を遵守し、製品のライフサイクルを通じた環境負荷を低減することを目的とする。また、食品製造販売事業者として、安心・安全な商品提供に努めるとともに、従業員の労働安全衛生に配慮することを目的とする。

第3条 (環境方針)

わが社は、地球環境に配慮しない企業は存続しえないとの認識に立ち、「企業活動のあらゆる面において地球環境の保全に努め、持続可能な発展を目指す」ことを基本理念とし、環境への取組方針は、毎年度別途定める。

第4条 (管理体系)

エコアクション21推進委員会

エコアクション21 (ISO14001に該当する中小企業向け環境マネジメント対応) 認証に基づき環境活動全般に取り組む組織として、エコアクション21推進委員会を設立する。体制を含む詳細については、『環境ガイド』に規程する。

② 冷蔵設備保安委員会

重要設備である冷蔵設備の保安管理を行う組織として、冷蔵設備保安委員会を設立する。体制を含む詳細については、『冷蔵設備管理ガイド』に規程する。

第5条 (内部監査)

エコアクション21推進委員会事務局は、1年に1回、環境ガイドに基づき、部・場所における規則及び規程遵守状況並びに環境事故発生状況に係る内部監査を実施し、エコアクション21推進委員長 (環境担当役員) に報告するとともに、部・場所長に改善指導書を提示する。

② 冷蔵設備保安委員会事務局は、1年に1回、冷蔵設備管理ガイドに基づき、部・場所における規則及び規程遵守状況に係る内部監査を実施し、物流冷蔵担当役員及び場所担当役員に報告するとともに、部・場所長に改善指導書を提示する。

③ 部・場所長は、改善計画書を作成し、冷蔵設備を物流冷蔵担当役員に、その他環境関連事項をエコアクション21推進委員長に提出する。

第6条 (事故報告体制)

冷蔵設備に係る事故については、『冷蔵設備管理ガイド』に従って、冷蔵設備保安委員会における管理責任者が報告書を作成し、部・場所長に報告する。

また、部・場所長は、物流冷蔵担当役員及び場所担当役員に報告する。

② 環境への汚染を伴う事故、近隣住民からの苦情、又は人身事故が発生した場合には、エコアク

ション21推進委員は、『環境ガイド』に従って人的被害者の有無、環境への汚染の有無、発生日時、場所、原因、措置及び商品損害等について、速やかに部・場所長に報告する。

また、部・場所長は、事故発生につき速やかに場所担当役員並びにエコアクション21推進委員長に報告し、エコアクション21推進委員長はコンプライアンス委員会に報告する。

- ③ 社外への報告については、エコアクション21推進委員会事務局及び冷蔵設備保安委員会事務局は、関係部署と共同して速やかに情報収集にあたるとともに、エコアクション21推進委員長及び物流冷蔵担当役員の指示に従って必要に応じて当該都道府県知事に届出し、主たる関係部署に通知するとともに、コンプライアンス委員会に報告する。
- ④ 事故報告書は、エコアクション21推進委員会事務局及び冷蔵設備保安委員会事務局にて各々10年間保管する。

第7条 (環境コミュニケーション)

社内におけるコミュニケーション

部・場所のエコアクション21推進委員は、委員長の指導のもと、当該事業所の従業員への環境教育を実施する。

② 社外におけるコミュニケーション

・エコアクション21推進委員会は、1年に1回『環境レポート』を作成し、公開する。

・取引先及び官公庁からの環境への取組等の報告書提出依頼に関しては、『環境ガイド』に従って部・場所長が委員長に対して作成を依頼する。

③ 依頼書は、エコアクション21推進委員会事務局にて5年間保管する。

第8条 (規程及び環境ガイドの管理)

この規程および環境ガイドの管理は、環境担当役員が行う。

② この規程の改正は、エコアクション21推進委員会が立案し、環境担当役員経由申立する。

③ 環境ガイドの改定は、必要に応じて環境担当役員が行う。

附 則 (実施期日)

この規程は、2006年9月27日から施行する。

2008年7月1日改正。